

Title	いわゆる中世的自由について
Sub Title	About the so-called medieval liberty
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.5 (1957. 5) ,p.404(62)- 410(68)
JaLC DOI	10.14991/001.19570501-0062
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570501-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いわゆる中世的自由について

宇 尾 野 久

ドイツ中世について「都市の空気は自由にする」または「農村の空気は不自由にする」と言われている。大気のごとく全ての人々が享ける自由といった古代人の叡知が奴隸制、民主制又は自然の洞察から起ったものにせよ、ポリス又はキヴィタースにおける自由はまさに市邦に息づく市民の自由を志向している。奴隸制や農奴制を内包する都市は例えそれが貴族的自由の市民的自由への優位に帰したとしても本源的にそのような自由の空気を内包し、自由と不自由の統一として生活したのであるか？

中世における自由が *Schutz und Schirm* の性格をもつことについては *Weistümer* 又は領主制資料の上でしばしば論じられてきた。然しながら領主制資料又は *Weistümer* の内面的探究に於いてヘルンシャフトのみならず都市並びに農村のゲマインデの動的な自生力の形成が歴史の展開の各局面において、単に法規範によって律し得ぬものを内包することについて法史学者自身の側からも内省されている。

ハインリッヒ・ブルンナーの批判者として又自然法学の再建者として一九五二年七月廿三日、ナチスの圧迫に耐え抜いて六三歳のその輝かしい生涯をとじた^(注)ハインリッヒ・ミッターイスがその死の直前に書いた「都市の空気は自由にする」との命題の法的根拠について「ドイツ国制、社会経済史研究における要請の反映として高く評価されるであろう。」

(注) Z. S. R. G. Germanische Abteilung, 60 Bd. Karl S. Bader.

一般に「都市の空気は自由にする」といわれる際の自由は近代的な自由への限りない接近を思わせる。それにも拘わらずその様な自由は歴史の媒介なしに法規範としての自由に高まり得るであろうか？ 近世の啓蒙思想に起因する個の自覚と合理主義の精神が、中世世界をゲマインデの世界として自己から識別したとき確かに近代的市

民生活の本質的事態に根ざしたすぐれた洞察の力を示すことができた。そしてまたアイケ・フォン・レプガウの自然法的精神も中世的秩序であるレン法に対するラント法の勝利を預言することができた。しかし中世都市における自由が農村における不自由と明確に對比されねばならぬ程都市は自由であり得たであろうか？

ヘルマン・ウイースナー、カール・ハインツ・クイリン、インゴマール・ボック等のゲマインデ研究の対極としてこのことが問われねばならぬ。

Heinrich Brunner, „Luft macht frei“ in der Festgabe der Berliner Just. Fakultät. O. Gierke (1910) を主たる批判対象とし乍らハインリッヒ・ミッターイスは主要次の如く述べている。

多くのドイツ都市法は、都市に移住した不自由民又は隸民 (*Urfreien oder Hörigen*) が即座にまたは或る期間後——普通一年と一日たったのちか (*nach Jahr und Tag*) 自由となることといった法規範を含んでおり、こういふ事態から十九世紀に初めて上述の „Stadtluft macht frei“ の諺が生まれてへる (Jacob Grimm)。

このことはグルントヘルの所領に一年居るとその *Eigenmann* となることに起因する „Luft macht unfrei“ に対置される。ところでハインリッヒ・ブルンナーはこの対置される二つの概念の法的根拠を *rechte Gewere* (ドイツ中世における不動産取得の権利、譲受後一年と一日以内に誰からも異議の中出がないかぎり、以後誰もその正当性を争うことができない確定不動のゲヴェーレ) となるとい

いわゆる中世的自由について

った物権的概念に並びに避難者保護権 (*Astrecht*) に求めている。従ってハインリッヒ・ブルンナーにとっては純法的な見地から *rechte Gewere* の成立に必要な条件が充たされた場合、例えば隸民の以前の主人がその隸民の逃亡にもかかわらず沈黙している場合には都市はその逃亡者についての完全な *Gewere* を取得することとなり、更にまたブルンナーにとって „Luft macht frei“ といったことは *Bannherrschaft* や *Gerichtsherrschaft* によって醸成される „Luft macht eigen“ からの *Abspaltung* にすぎない。

然しながらローマの奴隸と中世ドイツの隸民の間には基本的な區別が存在する。ローマ法の *Dominium* の対象としての奴隸は確かに物として観念され、人間ではあり得ない。したがって遺棄された奴隸 (*servus*) は自由ではなく、主人が何時でも用役に回収しうる (*in servitutum vindicare*) 無主物にとどまる。しかしながらゲルマン法における *Knecht* は法的な人格を認められ、主人がその請求権を放棄するかあるいは事実上又は法的に異議の申立をしなれば *Knecht* は自由となる。つまり無主物が *Person* に転化するのではなく、不測定のクネヒト的な奉仕の放棄を意味するにすぎない。だとすればすでにハインリッヒ・ブルンナーが都市に逃亡せるクネヒトの自由の法源として考慮した *rechte Gewere* は例え *glebae adscriptio* の条件を考慮するとしてもそのままローマ法の *Dominium* や *Occupatio* に対比できぬこととなる。つまりクネヒトが *Person* を認められている点で完全に物権の対象となり得

ないということと更にグルトヘルのクネヒトに対する私的な具体的な権限と公的な法関係との関連がここで問題となる。封建社会構造の展開と十四世紀におけるラント諸侯のローマ法の継受はこの問題を史的現実に変化している (F. Lütge)。そしてその様な事態に向う各グルトヘルシャフトにおけるクネヒトシャフトの史的展開と帝国法の史的 content としての都市に対するスタウファールの国家政策の史的なダイナミックがここにその推進力としてあらわれてくる。都市の側における *Asyrecht*, *Immunität*, *Juratio*, もそのような史的内容を媒介として自己を主張しうる。司教叙任権争い後のライン地方の司教都市における自治自由の獲得、更にハインリッヒ七世二三年の *Statutum in favorem principum* (諸侯の利益のための取りきめ) に表現される政治のダイナミックは、正に中世都市の自由の空気を激しくゆざぶるものとしてここに現われてくる。

二

司教叙任権争いの時代に皇帝に忠実なライン地方の市民たちとこの市民たちに君臨していた聖職者である都市君主との間の対立が、革命にまで発展し、最後に都市君主制を破壊してしまつたように *Statutum* (1231) はハインリッヒ七世とその父フリードリッヒ二世との間の激しい対立から端を発している。ハインリッヒ七世が、右の叙任権争いがかつてハインリッヒ四世が行つたように都市やミニステリアールを帝国政策の支柱にしようとし、諸侯貴族が之に憤慨

し、ハインリッヒ七世にこの政策を抛棄させるといった事情が二三年の *Statutum* の史的 content をなしている。

カール・ハンベックが、*Das Hochmittelalter*, 1953 でフリードリッヒ二世の帝権の普遍的支配理想と「ドイチュェン」の二重性を「*Fränk*」と呼んだごとく、中世独自の国家統一については J. W. Thompson, *Feudal Germany*、以来しばしば論ぜられた処であるが、シュタウファールのバルバロッサに相対するウェルフェンのハインリッヒ獅子公に比定されるような史的事態のもとで *Statutum* が形成される。一九四六年に着手され、Karl Zeumer, „*Quellen und Studien*“ の寄与として編輯された、*Die Reichsgesetze von 1220, 1231/32 und 1235*、著者 Erich Klingelhöfer は、ハインリッヒ七世がその都市友好的態度をなら秘密にするこゝとなく Verdun, Maastricht, Lüttich, Nimwegen 等の諸都市に愛顧と特権を与え、リュッテッヒ市と附近の諸都市の結合を明瞭に *legitima et honesta* (合法且つ正当) であると云ふべからざる事情をまずあげている。

然しこの政策のためにハインリッヒ七世はその領域で大都市が形成されていた諸侯とくに聖界君主と激しく対立せねばならなかった。この時期は皇帝フリードリッヒ二世が従前にもましてドイツ諸侯の援助を必要としている時期に当る。つまり二三年にフリードリッヒ二世は教皇と不和におち入り、諸侯の助けによって教皇を牽制する必要がある。そのため二人の主人の間に和平が締結され

ることに強い関心をもちつた諸侯 Patriarch Berthold von Aquileja, Erzbischof Eberhard von Salzburg, Bischof Sigfrid von Regensburg, Herzog Leopold von Österreich, Otto von Meran, Bernhard von Kärnten 等がローマの教皇を訪れ、その仲介によつて二三年七月に一時的な San Germano の和平の締結をみる事ができた。然しフリードリッヒ二世はロンバルド問題等の未解決のためドイツに戻る事ができなかった。一方このイタリーから戻つた諸侯に合体してドイツにとどまつて

いた諸侯は以前よりも強力に団結してハインリッヒ国王に反対し、二三年一月廿三日に一緒にたつて都市の自由を反対の法的要求を国王に強制し、五月一日にウォルムスの帝国議会決議、*Statutum in favorem principum* が成立した。従つてハインリッヒ七世の意思に反してその結末は、諸侯の領邦勢力を強化する事となった。

然しそれにもかかわらずハインリッヒ七世は、依然としてその政策の線を変更せず、ますます都市に執着して行つた。Karl Zeumer, *Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Reichsverfassung*, Teil I, S. 52, Nr. 49 (46). によれば二三年五月一日の都市を防備する帝国直参諸侯の権利についての帝国議会決議は、「帝国の司教及び帝国直参諸侯は、帝国及び自身の作業と服務で、その都市を濠壁及びあらゆるもので防備せねばならぬ。又防備すべき事」(MG. Constit. II, Nr. 306, S. 421.) を語つてゐる。(参 Walter Schlesinger, *Die Landesherrschaft der*

らわゆる中世的自由と自由

Herrn von Schönburg, S. 57. 参照)。もはやこの決議が諸侯の要求から出たものとして市民の生活防禦の点でハインリッヒの市民への態度との交差点が見出され得る。K. Zeumer は二二二 Nr. 51 (48). で Frankfurt, Wetzlar, Friedberg, Gelhausen の市民の王の婚姻ツウングからの解放 (1232, Jan. 15) によつてハインリッヒのデプロームをあげ、ハインリッヒの都市政策の強固さを示唆してゐる (H. Mitteis, *der Staat*, S. 342 ff, S. 361)。

之に対して同年四月に「司教都市の自由を反対するフリームツン」(二二二) の法令」(ibid., Nr. 52 (49). MG. Const. II, Nr. 156, S. 192-194) は「*Irritamus nichilominus et cassamus cuiuslibet artificii confraternitas seu societates, quocumque nomine vulgariter appellantur.*」(俗に言はるる名義で呼ばれようとも職人の同職団体若しくは組合をいふれも悉く無効とし、廢止すべし) といふた強硬な態度を示してゐる。

尤もハインリッヒ七世が二三年一月廿三日に都市の仲間組合を反対の帝国議会決議 (ibid., Nr. 45 (42), S. 50, MG. Const. II, Nr. 299, S. 413.) で “*quod nulla civitas, nullum opidum communiones, constitutiones, colligationes, confederationes vel conurbationes aliquas, quocumque nomine censentur, facere possent, …*” 「いかなる都市や町や、いかなる名で呼ばれようとも、協同団体、規約団体、組合団体、協約団体若

しはその他の誓約団体をいへり得る事……」などいふ決議
 しているがフリードリヒ二世の右の法令とは全く異なった史的
 内容をもつものと思われる。このような過程であらわれてくるのが
 「皇帝フリードリヒ二世によるミンネンブルの利益のためのミン
 ネンブルの法律の更新」(1232, Mai, *ibid.*, Nr. 53 (50), S. 55,
 MG. Const. II, Nr. 171, S. 211-213.) や 46^{er} Friedrichs II,
 Statutum in favorem principum, 1232. と呼ばれている。

1113年の Statutum といふのはフリードリヒ二世が
 マイン諸侯を動かしてミンネンブル七世をマイン国王に選挙かじめ
 た代償としてカリーエン、関税徴集権、貨幣鑄造権、築城高権、裁判
 権を教会諸侯に与えた「教会諸侯との協約」(Confoederatio cum
 principibus ecclesiasticis, 1220, April 26. K. Zeumer, *ibid.*,
 S. 42-44, MG. Const. II, Nr. 73, S. 89-91.) の成立を意味する
 であろう。前面問題となる都市への隷民の受容といふことも亦考慮され
 ねばならぬ点である。^(註)

(註) Gero Kirchner は Confoederatio を司教の王権からの
 解放の最終段階と見なす (Z.R.G. Germ. Ab. 70 Bd. 1953,
 S. 94.) 但 Erich Klingelhöfer の Dissertation (Zeumer
 E. Schnader, Reichsgesetz Friedrichs II. (*ibid.*, 68 Bd.
 1951.) の批判を峻烈である) Klingelhöfer は諸侯の privilegi-
 um といふての古く見解から出ていふと結ぶ。前面 S.
 367, S. 391, S. 392. 参照。

更に諸侯の利益保護のため次の取りきめがなされている。

23. Item homines proprii, advocati, feudales, qui ad do-
 minos suos transire voluerint, ad manendum per officiales
 nostros non ardentur. (K. Zeumer, *ibid.*, S. 56, MG. a. a.
 O.) (一、その主人のもとに移らんと欲する家人、守護、封臣は、何
 人も余の役人により留めおかれざるべし。)

15. Item non compellantur aliqui per scultetos nostros
 ad restitutionem eorum, que a longinquo tempore ab ho-
 minibus receperant, priusquam se in nostris civitatibus
 collocarent, nisi homines ipsi fuerint imperio immediate
 subiecti, quos tenebuntur iurare super eorum iure in fo-
 ro eorum, in quorum terris sunt percepta. (K. Zeumer,
ibid., S. 55, MG. a. a. O.) (一、何人も、若し隷民自身が直接帝
 国に服属せざれば、余の都市に定住するまで以前から隷層民から
 (領主が)受取れるものを余のシュルトハイスにより(領主から)回
 取することに或る(旧領主)を強制すべからず、その(領主)はその
 土地にかかることが認めらるるその裁判におけるその権利に関し
 (之を)享有しつゝへべし。つまり隷民が都市に受容される以前に
 旧領に支払った貢租の返還請求をシュルトハイスに禁止している訳
 であるが之はシュトラスブルグの都市法第十条が普通裁判官たるシ
 ユルトハイスの権限に関し、シュルトハイスは都市のすべての住民
 及びこの司教区から都市に入り来るすべての者を裁判す、但し司教

いわゆる中世的自由について

これ等の隷民と就ぶ1113年の Statutum なるの10^{er} 111^{er}
 15^{er} 111^{er} 113^{er}節 (Paragraph) 以下を被っている。然し上述の
 ‘Stadluft macht frei’ と直接関連するものとして

22. Item homines in nostris civitatibus residentes con-
 sueta et debita iura de bonis extra civitatem suis domi-
 nis et advocatis persolvant neque indebitis exactionibus
 molestentur. (一、余の都市に住める隷民は、その領主及び守護
 に都市外の通常のまた負える財産義務を支払ひ、且つ不当の徴収に
 煩わされざるべし。) (K. Zeumer, *ibid.*, S. 56, MG. *ibid.*, S.
 212.) 上述の諸侯の隷民が都市に吸明されることによつて生ずる諸
 侯の損失を排除し、都市の自由の空気を遮断する規定を設けている。
 この態度は、次の諸規定より貫つていふ。

10. Item cives qui phalburgere dicuntur penitus eicia-
 tur. (K. Zeumer, *ibid.*, S. 55, MG. a. a. O.) (一、都市外市
 民と評せざる市民はすべて放逐せざるべし。)[Phalburger が中世村
 落の Zaun = Phalwerk と呼ばれたことによつて Ernst Ma-
 yer, Z.R.G. Germ. Ab. 44 Bd. S. 294-S. 295. 参照、^(註) 以下
 12^{er} 111^{er} 113^{er} 節を被る。 (H. Mitteis)]
 12. Item principum, nobilium et minimalium, ecclesiarum
 homines proprii in civitatibus nostris non recipiantur.
 (K. Zeumer, a. a. O., MG. a. a. O.) (一、諸侯、貴族、ミニメ
 リアノニス、聖堂の家人は、何人も余の都市に受容せられざるべし。)

の封臣及び司教の隷民……は、この限りにあらずと規定している条
 を参照することによつてより具体化するであろう。シュトラスブル
 グの都市法そのものの成立事情からみて多くの問題があるとして
 も、現存の史的素材から歴史が構成されたとすれば、‘Stadluft
 macht frei’ の先入主を離れて変転する歴史の具体性に於いて一
 二二三年の Statutum を問題とする際にその一つの重要な拠点たり
 うる現実的可能性といふことを考慮する必要がある。この意味で三二
 二年の Statutum 形成以前に、一二二〇年の Confoederatio といふ
 二二年の皇帝ミンネンブルの司教間の仲裁裁判の決定は、フ
 ーレンツォ二世自身をさへむる史的背景をなしているといふべし。
 Confoederatio の三條は、3. Item homines quacumque ge-
 nere servitutis ipsis attinentes, quacumque causa se ab
 eorum obsequiis alienaverint, in nostris civitatibus non
 recipiuntur in eorum preiudicium. Et idem ab ipsis inter
 se eis que a laicis omnibus universaliter volumus obser-
 vari. (K. Zeumer, *ibid.*, S. 43, MG. *ibid.*, Nr. 73, S. 89.) (一、
 隷民はそのいかなる奉仕種類に関しようとも、いかなる原因でその義
 務を免れようと、その予審で、何人も予の都市に受容せざるべし。
 又同じくみずから互に夫々すべての俗人(諸侯)から一般に注意す
 るよう予は欲す」とのべている。卅二年の Statutum, § 12. と同
 じの条の合致は決して偶然ではなく、フリードリヒ二世の諸侯政策
 の基本的な線に沿ったものと言わねばならないであろう。^(註)

(注) E. Schrader は Confoederatio では全体の見解を完成するため個々の規定の説明に価値がおかれているが、Statutum は全体意見がそのまま確定されている (ibid., S. 366-367.) Statutum の §1-9 は Würzburger の規定 (ibid., S. 378.)、皇帝と諸侯間に対立がなかったところ、Klingelhöfer の Confoederatio の成立に関する意見には賛成したが (Anmerk. 100) 多くの批判を加えている。

尙二二一年の仲裁裁判について Erich Klingelhöfer は "Nullus etiam predictorum vel aliorum quorumcumque pro cive vel mansionario in villa, burgo aut civitate imperatoria contra voluntatem episcopi, qui pro tempore fuerit, nunquam ulterius processu temporis recipiatur." (すなわち上記の何人も若しくは他のいかなるものも司教の意志に反して皇帝の市町村での市民若しくは滞在人として、これ以上仮の手続で受容せられぬべし) という決定、さらに同文書での "declaramus ministeriales et homines ecclesie universos, ubicunque locorum quavis sint conditione recepti..... ad servitium ecclesie sepefate fore de iure restituendos." (一般に聖堂の仕人及び隷属民は、いかなる場所でもいかなる条件で受容されようとも……回収の法についてのしはしは認容されし聖堂の裁判で奉仕に(戻さるべきことを)……余は宣言す)、「しかし隷民がすでに都

市に確定の住居 (more civium) を有し、又そこにとどまらんと欲せばその所有につき……通常の及び聖堂に負える奉仕を支払うべし (de possessionibus suis……servitia consueta et ecclesie debita persolvant.)」等々の諸条を挙げて、Confoederatio (3.) Statutum (§22.) との関連を指摘している。

従って Walter Schlesinger が前掲 Die Landesherrschaft der Herren von Schönburg, 1954. で現代世界史における西ドイツの運命を示唆するような透徹した洞察力をもって Schönburg の歴史を描きながら 1231/32 の Statutum 及び 1356 の Goldene Bulle (Karl IV) は若干の territorium (領邦) からの時局に達成された状態を確認せしめる (ibid., S. 63, S. 169.) としてラテンゴの相違を指摘するときラテンゴスヘルシュフントの史的展開については正しいが、その運動の中で形成される自由の空気についてはより多くの問題が内在する様に思われる。

東北方におけるハンザの貴族的大商人都市リニエックと対比される帝国直属の司教都市シュートラスブルグの自由化運動、十二・三世紀の中部、西南ドイツにおける諸侯の中小都市建設、開墾により中世の自由の空氣が醸成されるときその対極としての教皇、ドイツ皇帝、国王——聖俗両界の諸侯の政治のダイナミックは、下からの運動と交叉して中世における自由の空氣をめぐって複雑な運動を描いている。

——一九五七年一月一〇日——

W・ゴドウィン「政治的正義」

——初版と三版との差異について——

白 井 厚

産業革命の進展による貧富の激しいへだたりと、啓蒙思想の勝利の結果であるかのごとく見えたフランス革命の成功という対照を前にして、「ほとんどプロレタリアートの独占的な財産」(エンゲルス) となった「政治的正義についての研究」を、ゴドウィンが異常な熱情をもって執筆し始めたのは一七九一年七月のことであり、それが出版されたのは一七九三年であった。この書は、労働者の一カ月の賃金よりも高い三ギニーという価格にもかかわらず、上流社会や知識階層だけでなく、労働者にも読まれ、ロンドン通信協会のテキストとなり、アイルランドとスコットランドには偽版が現われて、人々は争ってこれを求めた。それすらも購い得ない人は、クラブを組織してこの書を読み合ったが、このようなクラブは数百に達したといわれる。ハズリットによれば、ゴドウィンは「名声の大空において太陽の如く燃え」、その原理は絶えず政治、法律、文学等における主題

W・ゴドウィン「政治的正義」

となり、「自由と真理と正義とが話題となるところでは、どこでも彼の名が語られた」のである。ゴドウィンは、この歓迎を、この著書に対してより厳密な改訂を課したものと考え、かなりの訂正加筆を試みて、一七九六年に第二版を、また九八年に第三版を出した。この改訂に対し、ブレイルスフォードは、これはより慎重に、より調子を下げたものだ(注三)と評し、また、これは初版の純粋な力強いゴドウィニズムの後退であり、変造であるとの、ド・キンシーの批判もある(注四)が、また一方フレイシャーは、各版は実質的に同一であり、根本的に相似しているから、全体としてこの書を扱う時には、いずれの版によるかを明示する必要はないと述べている(注五)。筆者は、最近トロント大学助教授 F. E. L. プリーストリー編 Enquiry concerning Political Justice, and its influence on morals and happiness by William Godwin, photographic facsimile of the third edition corrected, edited with variant readings of the first and second editions and with a critical introduc-

六九 (四一一)